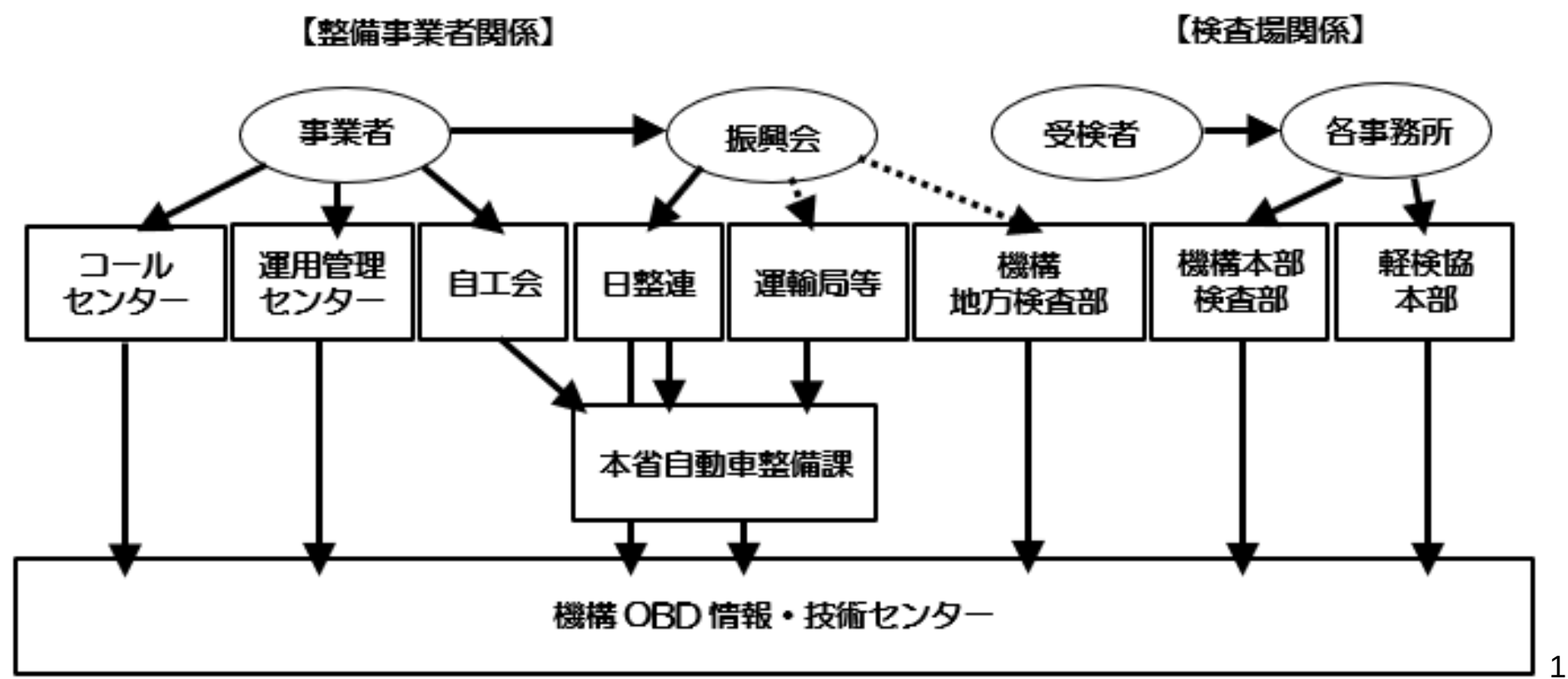


プレ運用等において明らかとなった課題

プレ運用等において明らかとなった課題の収集

- 10月1日から開始されたプレ運用を通じて明らかとなった課題について把握するため、整備事業関係者及び検査場関係者から情報収集を実施。
 - 情報収集フローは下図のとおりであり、独立行政法人自動車技術総合機構において一元的に課題を集約することとしている。
- ※情報収集期間：令和6年7月9日～8月19日（左記期間以降も課題集約を実施中）



項番	意見元	課題	国土交通省、(独)自動車技術総合機構の対応
1	指定	● 整備用のスキャンツールで検出されなかったエラーコード(DTC)を特定DTC照会アプリが検出することはあるのか。	● 整備用スキャンツールがどのようなエラーコード(DTC)を検出可能かによります。 ● ご利用の整備用スキャンツールが<u>全てのエラーコード(DTC)を検出可能な場合は、特定DTC照会アプリで検出されるエラーコード(特定DTC)が検出されないことは起こりません。</u>

項番	意見元	課題	国土交通省、(独)自動車技術総合機構の対応
1	指定	● OBD検査結果を帳票で確認した際に、登録番号または車両番号が記載されていないことがある。	● 車両情報を手入力した場合は、登録番号等の情報を入力しないため、OBD検査結果の帳票には記載されない仕様となっております。 ● なお、ICタグ及び二次元コードにて車両情報を読み取って検査を実施した場合は、登録番号等が記載されます。
2	指定	● 特定DTC照会アプリへ車両1台毎に情報を入力(車検証を読み取るなど)するのは効率が悪いと、その日検査する車両のデータを1度に複数入力・記憶させ、OBD検査時に選択できるようにできないか。	● ご指摘を踏まえシステム改修を検討します。(第5回準備会合回答再掲)
3	指定	● OBD検査結果参照システム等、OBD検査を実施した履歴・印刷画面に実施した検査員名を表示できるようにしてほしい。 ● 現状だとOBD検査をやったということしかわからず、管理責任者がID・パスワードの使いまわし・不正使用の防止を管理することができない。	● OBD検査の実施者の情報は、<u>OBD検査結果参照システムのOBD検査結果詳細画面</u>で確認いただけます。
4	指定	● 車検証の二次元コードを読み取る際に順番に読み取りを行おうとするが、隣接する別のコードを読み取ってしまい再度読み取りを行っていた。 ● 機器メーカーの説明では、他のコードを指で隠して読み取りを行えばスムーズに行えると説明され、うまく実施できた。 ● このような役立つ情報があればOBD検査ポータルに掲載して欲しい。	● 二次元コードリーダーの仕様により、二次元コードを連続で読み取るモードと、二次元コードを1つずつ読み取るモードがあります。 ● 1つずつ読み取るモードの場合は、隣接のコードを誤って読み取ってしまう恐れがあります。 ● ご指摘を踏まえて、<u>OBD検査ポータルに二次元コードを1つずつ読み取る場合の補足情報について掲載いたします。</u>

項番	意見元	課題	国土交通省、(独)自動車技術総合機構の対応
1	指定	● 輸入車はこれからプレ運用が始まるのに準備会合は終了するのか。	● 国産車・輸入車にかかわらず、「<u>プレ運用期間</u>」は令和6年9月30日までです。(なお、令和7年9月30日までの間に行われた輸入車に対するOBD確認及びOBD検査については、<u>行政処分の対象外</u>であることを明確化する事務連絡を今後発出予定です。) ● また、準備会合については第8回で終了しますが、資料7のとおり、「<u>OBD検査モニタリング会合</u>」を新たに設置し、OBD検査の実施状況等を継続的にフォローする予定です。
2	振興会	● OBD確認を定期点検実施時に合わせて実施し、OBD確認のみを実施した作業者がいた場合は、OBD確認は任意の作業で点検項目でもないため、その作業者名を定期点検記録簿に記載する必要がないということの良いか。	● ご認識のとおり、「<u>OBD確認</u>」は定期点検整備、特定整備及び検査には該当しないため、<u>その作業者名等を点検整備記録簿に記載する必要はありません</u>。
3	振興会	● 検査場で「<u>OBD確認実施済</u>」を検査官が確認する際に、実施した認証工場名も確認するのか(以下、確認されない場合の気になる点) ● 持込検査受検工場(以下A)へ車検入庫前に依頼者は別の認証工場(以下B)で車検見積りを取っていて、Bは見積りのためOBD確認を実施したが金額が合わずAで車検をすることになった場合。 ● ①Aではシステム登録をしていないため持込検査時に受けるつもりでいるが、検査官がOBD確認実施済みか確認した際にBで実施した結果で省略されてしまうことはあるか。 ● ②省略されてしまう場合、AからOBD検査対象車なのに持込時に検査をされなかったという、問い合わせが考えられる。また、Aが持込検査で実施するつものため、OBD検査に影響のある作業を実施している場合、Bの結果で省略されてしまうのは問題ではないか。	● OBD検査用サーバーに記録された「<u>OBD確認</u>」の結果が適合であった場合、「<u>OBD確認</u>」の実施事業者にかかわらず、検査場における「<u>OBD検査</u>」は原則省略することとしております。そのため、検査場において、「<u>OBD確認</u>」の実施事業者は確認しません。 ● なお、懸念されている、持込検査受検工場とは別の工場で実施した「<u>OBD確認</u>」の結果が、意図せず「<u>OBD検査</u>」の省略に利用されることがないように、事業者が自ら「<u>OBD確認</u>」の結果を削除できる機能を追加する予定です。

項番	意見元	課題	国土交通省、(独)自動車技術総合機構の対応
4	指定	● 車検で入庫し、できる限り支払額に近い概算見積書を作成するため、受入点検時にOBD確認を実施し、その他の整備箇所を特定し、依頼者に見積もりを提示した際、『キャンセル』になるケースがある。 ● ①この車両がユーザー車検や他の認証工場で持込検査となった場合、OBD確認は実施済みではあるが、実施した事業者と支局へ持ち込んだ受検者が相違しているため、機構による検査時にはOBD検査は省略されないという認識でよい。 ● ②受入点検時にOBD確認を実施したがキャンセルになったことから、結果的に指定工場で点検整備を行わずOBD確認のみを実施した形になるが、この指定整備事業者は何らかの処分となるのか？ ● ③指定事業者が処分される場合、OBD確認を実施するタイミングを示さなければ、同じような事案で多くの事業者が処分される可能性が出てくる。任意実施の場合、指定工場はどの行程(受入れ点検、整備前・後に限定されるが)で実施することが望ましいのか示してほしい。 ● ④受入点検時にOBD検査を実施した場合、その結果は何日間有効か？	(①について) ● (項番3の回答のとおり、)OBD検査用サーバーに記録された「<u>OBD確認</u>」の結果が適合であった場合、「<u>OBD確認</u>」の実施事業者にかかわらず、検査場における「<u>OBD検査</u>」は原則省略することとしております。 (②及び③について) ● 当該車両は、「<u>OBD確認</u>」の実施時点では、「<u>自らの事業場で点検整備を行う又は行った車両</u>」であったことから、<u>結果的に点検整備がキャンセルになったとしても、処分対象外</u>です。 (④について) ● 指定工場においては、受入れから完成検査完了まで事業場の管理下に受検車両があるため、OBD検査実施から保安基準適合証の発行までに期間の制限はありません。 ● なお、OBD検査合格後であっても完成検査完了までの間に<u>対象装置の保安基準適合性に影響を及ぼすような作業を行った場合は、再度OBD検査を実施していただくよう</u>お願いします。

項番	意見元	課題	国土交通省、(独)自動車技術総合機構の対応
5	指定	● 特定DTC 照会アプリのアップデート時にエラーが発生した場合の取扱細則について(令和6年7月30日付け国自整第98号)の別添において、「機構から「特例番号」を受領した同日中は実施要領2-1(3)の事象として特例措置を適用することができる。」 ● 「コールセンターに連絡をした同日中にアップデートエラーが解消されなかった場合は、再度コールセンターに連絡し、新たな「特例番号」を受領できる。」とあるが ● 例えば、はじめに「特例番号」を受領した後、同日中に数台OBD検査をする場合、はじめに受領した「特例番号」を使用するのか、台数ごとにコールセンターへ電話して新しい「特例番号」を受領するのか、どちらになるのか。	● アップデートが行えず特例番号を受領した日と同日(24時まで)であれば、<u>当該特例番号を複数台の車両において使用いただけます。</u> ● <u>特例番号は、受領した日において有効なものであり、車両ごとに付与するものではありません。</u> ● なお、翌日以降においてもアップデートエラーが解消できず、特例措置により検査を行う必要がある場合は、再度、コールセンターへお電話いただき「特例番号」を受領いただけますようお願いいたします。
6	指定	● 当社は自動車メーカーのサーバーを経由した回線を使用しており、自動車メーカーのサーバー障害が起きるとOBD検査を実施できなくなる。自動車メーカーに責がある通信障害を指定工場による特例措置の対象として欲しい。	● 自動車整備事業者の責任による障害については特例措置の対象外としているところ、<u>連携する自動車メーカーのサーバー障害は、自動車整備事業者の責任の範囲</u>であることから、<u>特例措置の対象外</u>です。
7	指定	● ネット設備(モデム、ルーター、Wifi機器等)がリースなのだが、不調になった場合、交換対応や代替機器の納入が1ヶ月以上かかると業者から言われた。この場合、機器類はリース会社の所有物であるが特例対応について指定工場の責にあたるのか？	● OBD検査に使用する通信設備は、自動車整備事業者において用意いただく必要があるものです。 ● そのため、リース品であるかどうかにかかわらず、<u>ネット設備の不具合は、自動車整備事業者の責任の範囲</u>(特例措置の対象外)となります。

項番	意見元	課題	国土交通省、(独)自動車技術総合機構の対応
8	指定	● 電力会社の停電は停電が発生した当日ではなく、後日電力会社のHPに上がることが多いため、停電当日はHPでの確認ができない。 ● また、問い合わせても確認中としか言われず、復旧してから停電範囲等が判明することが多い。特に繁忙期で停電が発生した場合、OBD検査実施ができず、納車が遅れ依頼者に多大な迷惑をかけることになる。 ● この場合の特例対応は自己判断で実施して良いのか？また、停電があった等の証拠集めは実施時でなければいけないのか、後日でもよいのか。	● 指定自動車整備工場により通信・電力障害の発生を判断し、特例措置を適用するときは、「OBD検査用サーバーに接続できない場合の特例措置の実施要領について(令和6年3月28日付け国自基第221号、国自整第270号)」の3-2-9の規定に基づき、<u>通信・電力障害発生の確認、記録を行った上で、特例措置を適用してください。</u> ● なお、通信会社又は電力会社に問い合わせた際、「確認中」などと回答があり、停電範囲等が特定できなかった場合は、<u>その問い合わせの事実・回答も含め記録した上で特例措置を適用して構いません。</u> ● ただし、<u>その後再度通信会社又は電力会社に問い合わせ、障害発生の実事関係を確認の上、再問い合わせの事実・回答も記録するようにしてください。</u>